

監査委員公表 第4号

定期監査結果に基づく改善措置状況について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年9月29日

鹿屋市監査委員	大 藺 純 広
同	櫛 下 俊 朗
同	原 田 靖

鹿 総 第 507 号
令和7年9月5日

鹿屋市監査委員	大 藺 純 広
同	櫛 下 俊 朗
同	原 田 靖 様

鹿屋市長 中 西 茂

監査結果に基づく改善措置について

下記の定期監査の結果に関する報告に基づき、別紙のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

- 1 令和7年1月27日付け鹿屋監第88号で提出された定期監査の結果のうち、吾平総合支所の定期監査の結果に関する報告
- 2 令和7年4月28日付け鹿屋監第9号で提出された総務部の定期監査の結果に関する報告
- 3 令和7年7月25日付け鹿屋監第41号で提出された農林商工部の定期監査の結果に関する報告

令和7年1月27日付け鹿屋監第88号で提出された定期監査の結果に関する報告

監 査 結 果	改 善 措 置
(1) 予定価格調書の作成について 鹿屋市契約規則第11条、第12条及び第27条の規定並びに平成30年9月21日付け財政課長通知により、除草伐採業務委託については、適正な価格での入札を促進するため、予定価格調書に最低制限価格を設定することとされているが、設定されていない状況が見受けられた。 吾平総合支所 住民サービス課 吾平総合支所 産業建設課	(1) (吾平総合支所 住民サービス課) 今後は、鹿屋市契約規則第11条、第12条及び第27条の規定並びに平成30年9月21日付け財政課長通知に基づき、適正な処理に努めたい。 (吾平総合支所 産業建設課) 今後は、鹿屋市契約規則第11条、第12条及び第27条の規定並びに平成30年9月21日付け財政課長通知に基づき、適正な処理に努めたい。

令和7年4月28日付け鹿屋監第9号で提出された定期監査の結果に関する報告

監 査 結 果	改 善 措 置
(1) 普通財産の無償貸付について 鹿屋市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条の規定に基づき、普通財産の無償貸付又は減額貸付について規定されているが、土地の貸付けについて、普通財産の無償貸付に該当しない団体へ、無償貸付けを行っている状況が見受けられた。 総務部 財産管理活用課	(1) (総務部 財産管理活用課) (原因) 鹿屋市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条の規定を誤って解釈していたもの。 (措置状況) 指摘事項について、今後は鹿屋市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。

令和7年7月25日付け鹿屋監第41号で提出された定期監査の結果に関する報告

監 査 結 果	改 善 措 置
(1) 納入の通知について 鹿屋市会計規則第24条第1項の規定及び公有財産の手引により、収入決定権者は、調定したときは、当該調定書に基づき納入通知書を作成し、納入義務者に送付しなければならないとされており、それが行政財産の目的外使用であって、使用の期間が1年以上で翌年度にわたる場合においては、翌年度以降の使用料は、当該年度分をその年度の4月30日までに徴収するものとされているが、納入通知書を、納入期限を過ぎてから納入義務者へ送付している状況が見受けられた。 農林商工部 畜産課	(1) (農林商工部 畜産課) 指摘があったことについては、今後は鹿屋市会計規則第24条第1項の規定及び公有財産の手引に基づき適正な処理に努めたい。
(2) 報酬及び費用弁償について 鹿屋市報酬及び費用弁償条例第3条第2項第1号の規定により、日額支給の報酬は、その月分を翌月10日までに支給することとされているが、5か月分を令和7年5月にまとめて支給している状況が見受けられた。 農林商工部 林務水産課	(2) (農林商工部 林務水産課) 指摘のあったことについては、支払遅延を防止するために課内での確認作業を徹底し、鹿屋市報酬及び費用弁償条例第3条第2項第1号の規定に基づき、適正な処理に努めたい。
(3) 契約保証金について 契約保証金については、地方自治法施行令第167条の16並びに鹿屋市契約規則第32条及び第33条の規定により、契約の相手方は、市長が指定した日時までに、契約保証金を納付しなければならないとされているが、契約保証金を納付しないまま契約しているものや、契約保証金の納付の免除について、同規則第35条第3号の規定により、国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との契約とされているが、規定されていない団体との契約により契約保証金の納付を免除しているものが見受けられた。 農林商工部 ふるさとPR課	(3) (農林商工部 ふるさとPR課) 当所属内において、鹿屋市契約規則等の関係規則及び契約保証金に係る財政課通知等を参考にして、契約関係書類の十分な確認を行い、事務処理にあたることについて周知した。

監 査 結 果	改 善 措 置
(4) 市内出張命令について 鹿屋市職員等の旅費に関する条例第4条第1項第1号、鹿屋市職員等の旅費支給規則第4条並びに鹿屋市事務決裁規程第4条第1項及び第2項第2号の規定により、職員が出張する場合は、出張命令権者の発する出張命令又は出張依頼によって行わなければならないとされているが、市内出張命令(依頼)簿による決裁がされないまま出張している状況が見受けられた。 農林商工部 ふるさとPR課	(4) (農林商工部 ふるさとPR課) 鹿屋市事務決裁規程第4条第1項及び第2項第2号の規定に基づき処理した。 今後は規定に基づき、適正に処理を行う。

鹿 教 教 第 189 号

令和 7 年 9 月 9 日

鹿屋市監査委員	大 菌 純 広
同	櫛 下 俊 朗
同	原 田 靖 様

鹿屋市教育長 中野 健作

監査結果に基づく改善措置について

下記の定期監査の結果に関する報告に基づき、別紙のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

- 1 令和 7 年 1 月 27 日付け鹿屋監第 88 号で提出された教育委員会の定期監査に関する報告

令和7年1月27日付け鹿屋監第88号で提出された定期監査の結果に関する報告

監 査 結 果	改 善 措 置
(1) 予定価格調書の作成について 鹿屋市契約規則第11条、第12条及び第27条の規定並びに平成30年9月21日付け財政課長通知により、除草伐採業務委託については、適正な価格での入札を促進するため、予定価格調書に最低制限価格を設定することとされているが、設定されていない状況が見受けられた。 教育委員会事務局 教育総務課 教育委員会事務局 学校教育課 (鹿屋看護専門学校)	(1) (教育委員会事務局 教育総務課) 今後の除草伐採業務委託の執行については、第11条、第12条及び第27条の規定並びに平成30年9月21日付け財政課長通知等に基づき、適正処理すると共に書類確認についても確実にを行うこととしたい。 ※令和6年7月29日財政課通知において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当する随意契約については、最低制限価格は設定しないこととなっている。 (教育委員会事務局 学校教育課) 指摘があったことについて、今後は鹿屋市契約規則第11条、第12条及び第27条の規定並びに平成30年9月21日付け財政課長通知に基づき、適正な事務処理に努めたい。